

令和 7 年 7 月 4 日
九州地方整備局

◎建設業法違反の下記業者について、3ヵ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：関電ファシリティーズ株式会社
業 者 の 住 所：大阪府大阪市中央区域見1-3-7
- 指名停止措置期間： 令和7年7月4日 ～ 令和7年10月3日
(3ヵ月)
- 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
- 事実概要
本件は、関電ファシリティーズ株式会社が、虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格を取得したため、当該資格が証する技術的能力を有さない者を当該資格が証する技術的能力を有する者であると経営規模等評価の申請において記載をしたことが建設業法第28条第1項柱書に該当するとして、建設業許可行政庁である大阪府より指示処分を受けたものである。
- 指名停止措置理由
当該業者たる関電ファシリティーズ株式会社が、建設業許可行政庁である大阪府より監督処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第2第13号（下記参照）に該当する。従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

<措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
13 (建設業法違反行為) 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）
代表：092-471-6331
総務部契約課長 本松 泰典（内線 2511）
（契約課直通：Tel 092-476-3509）
港湾空港関係
総務部契約管理官 久永 陽一（内線 290）
（経理調達課直通：Tel 092-418-3345）